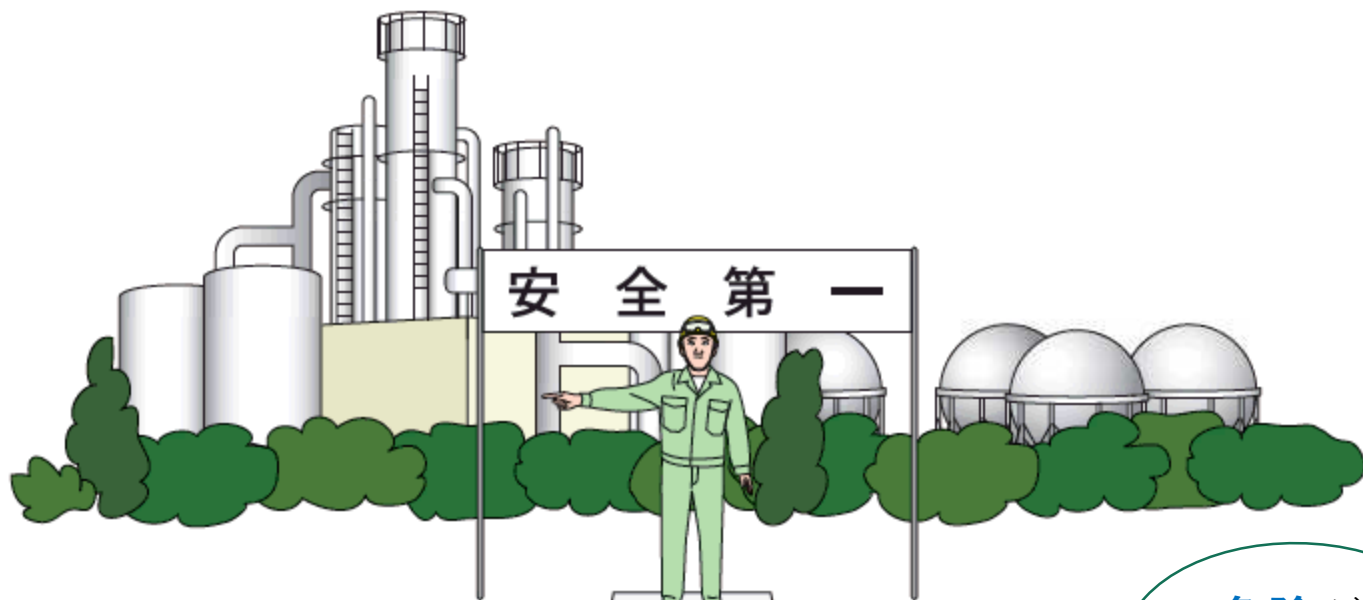


製造業における 労働災害防止のイロハ



彦根労働基準監督署安全衛生課





危険が
ない職場

「危険」とは？

～ハザードとリスクを理解しよう～



ハザード：リスクが生じる原因となるもの、災害を起こす根源となるもの

リスク：危険状態になって発生し得る危害の発生確率とひどさの組み合わせ

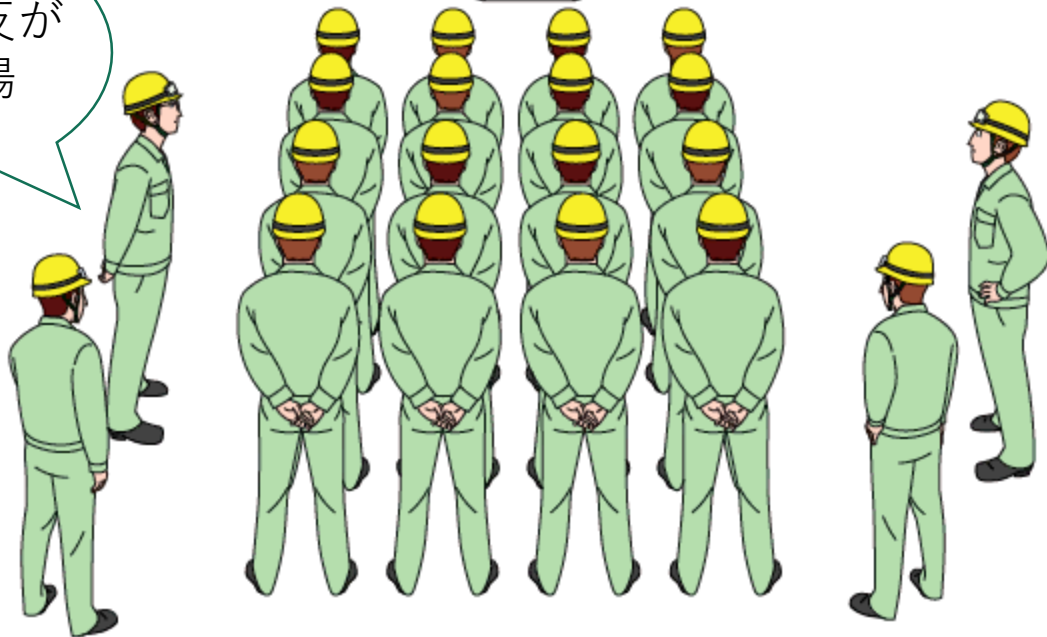


原料を機械に投入する作業をしようとして原料の包装をはがし、傍らに置いたまま操作盤の方へ移動しようとしたところ、包装を踏んで足を滑らせ、転倒し、足小指を骨折した。





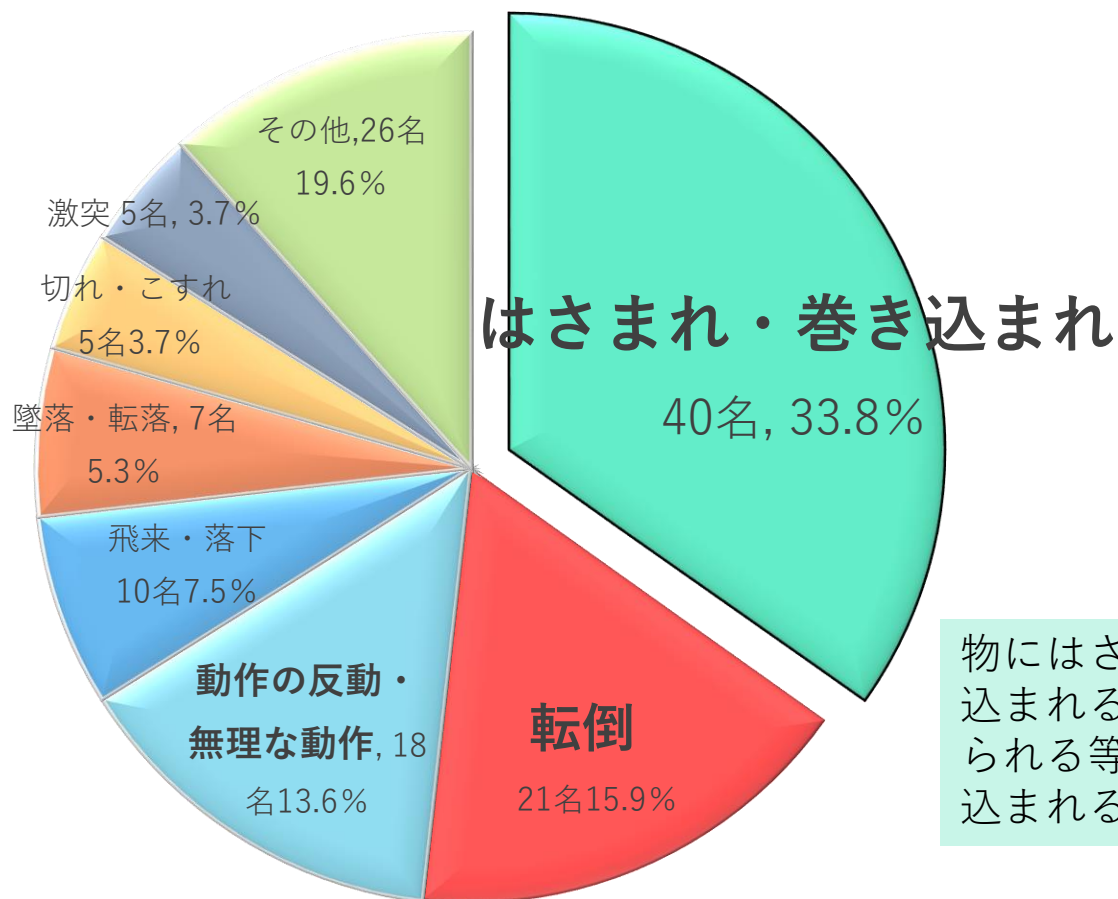
安衛法違反が
ない職場



労働安全衛生法（安衛法）とは？

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

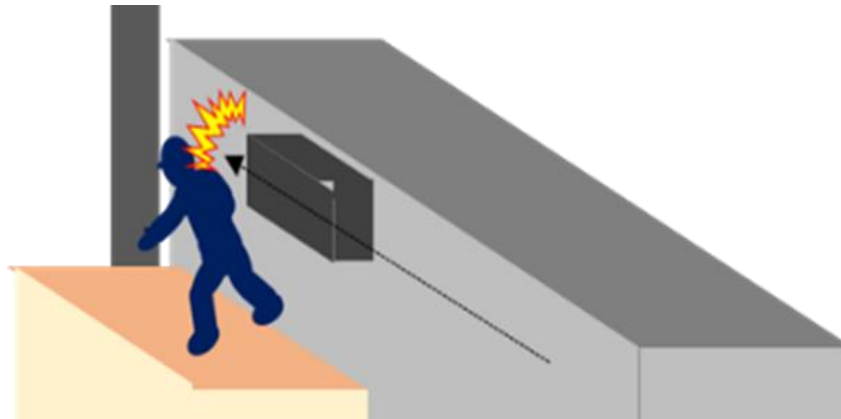
令和3年 彦根署管内 製造業 事故の型別 災害発生状況 (令和3年12月末速報値)



物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。ひかれて巻き込まれる場合を含む。

被災者は設備担当者で、被災日は機械の改造工事に従事していた。

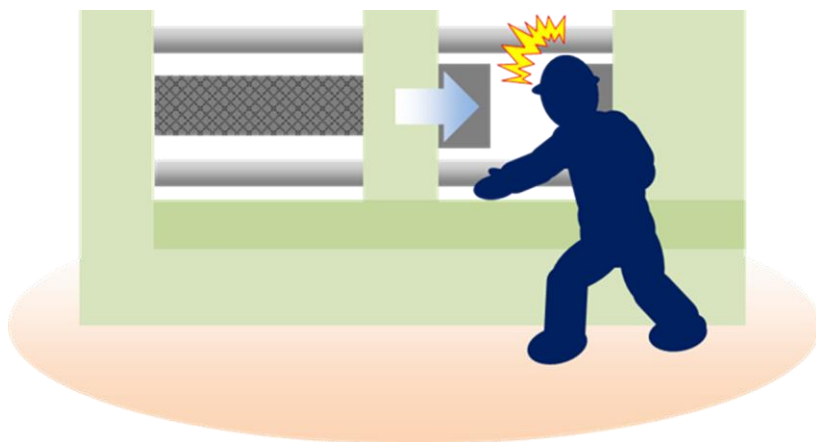
機械の裏側にある制御盤上で、機械本体と制御盤を接続する配線用ダクト内の状況を機械を停止させないまま確認していたところ、機械の裏側にあったカウンタウエイトが接近していることに気づかず、ダクトとの間に頭部をはさまれた。



被災者は、鋳造部品を自動製造する機械の運転業務に従事していた。

鋳造装置に溶けた金属が注入される前段階において、油圧機構により金型が閉じ、金型の固定が行われるが、その閉じる金型に頭部をはさまれた。

金型の間に立ち入った理由は不明だが、工具が落下していた。



安衛法第二十条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

安衛法第二十七条

第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

具体的には

安衛法

```
graph LR; A[安衛法] --- B[労働安全衛生規則<br/>(安衛則)]; A --- C[有機溶剤中毒予防規則<br/>(有機則)]; A --- D[特定化学物質障害予防規則<br/>(特化則)]; A --- E[粉じん障害防止規則<br/>(粉じん則)]; A --- F[クレーン則 電離則 酸欠則<br/>鉛則 ボイラー則 ほか 6 規則];
```

労働安全衛生規則

(安衛則)

有機溶剤中毒予防規則

(有機則)

特定化学物質障害予防規則

(特化則)

粉じん障害防止規則

(粉じん則)

クレーン則 電離則 酸欠則

鉛則 ボイラー則 ほか 6 規則

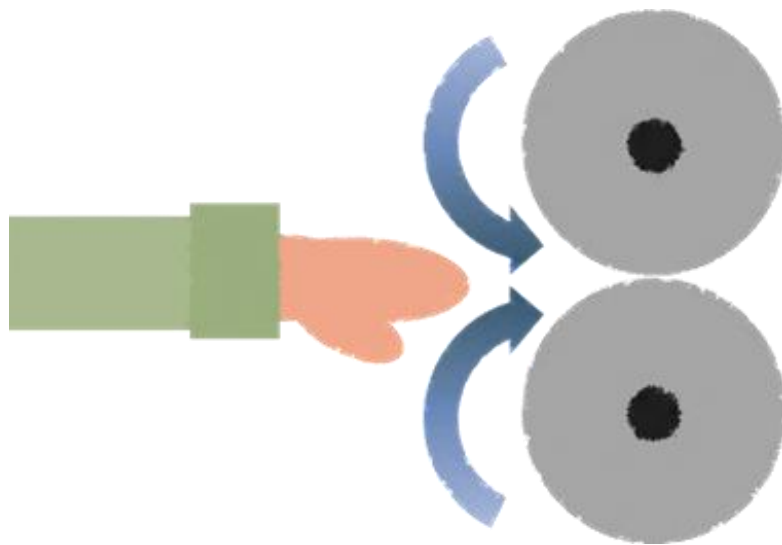
はさまれ・巻き込まれ災害が発生する場面とは？

- ①危険箇所へ身体の一部が作業者の意図に反しあるいは無意識に接近した
- ②機械を停止しないまま危険箇所の清掃や修理等の作業をした（意図的に危険箇所に接近）
- ③作業者が予期しないところで機械が動いてしまった

①危険箇所へ身体の一部が
作業者の意図に反しあるいは
無意識に接近した

被災者は、布を染色する作業に従事していた。

布をロールに投入する際、シワがあると染めムラができるので、布をピンと張りながら投入する必要がある。投入後、手を放すのが遅れ、ロールに指を巻き込まれ骨折した。



ロールの
かみこみ点

危険源
Hazard

人

被災者



安衛則第四百四十四条

事業者は、紙、布、金属箔等を通す
ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれ
のある部分には、囲い、ガイドロール等
を設けなければならない。

「ガイドロール等」

作業者自ら操作できる急停止装置が含まれる

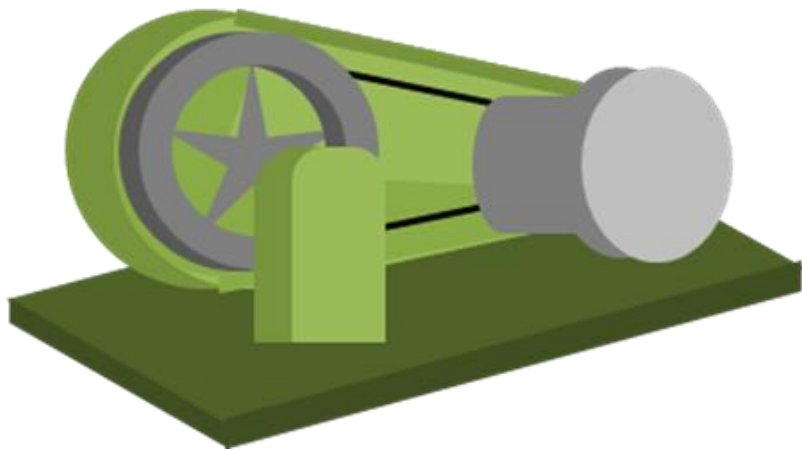
被災者は、食品をコンベアで炉の中を通過させて加熱が完了する機械の監視業務に従事していた。

機械の前から移動しようとした時、足下が滑り、転倒しそうになった。そこでとっさに機械を掴んだところ、その箇所が動力伝達部で、指をはさまれた。



安衛則第百一条（抄）

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。



通路の隣接箇所など、作業者が接触するおそれがあるなら対象

被災者は、食品をコンベアで炉の中を通過させて加熱が完了する機械の監視業務に従事していた。

機械の前から移動しようとした時、足下が滑り、転倒しそうになった。そこで**とっさに**機械を掴んだところ、その箇所が動力伝達部で、指をはさまれたもの。

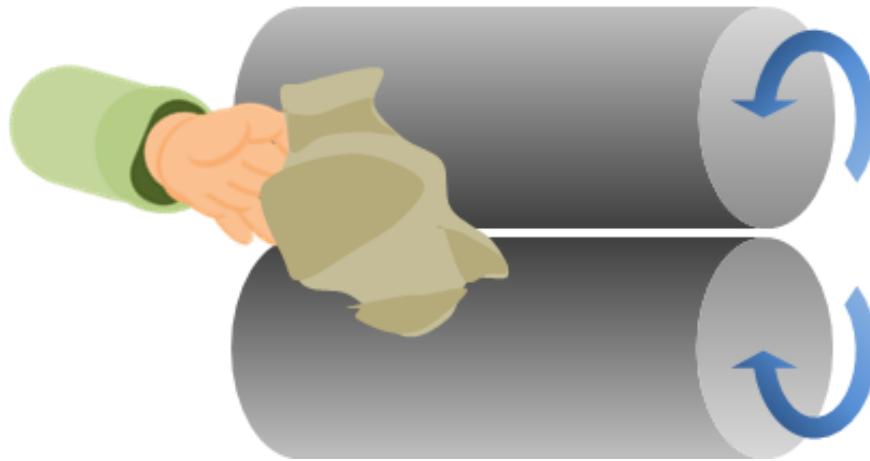


(転倒を)
回避したい

②機械を停止しないまま
危険箇所の清掃や修理等の
作業をした
（意図的に危険箇所に接近）

被災者は、印刷用ロール機を使用した印刷業務に従事していた。

印刷の図柄の変更を行う際には、一旦、ローラーに付着しているインクを拭き取る必要があるが、被災者はロールを回転させたまま、ウエスをロールに押し当て拭き取っていたところ、回転するロールに手を巻き込まれた。



安衛則第一百七条第一項

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

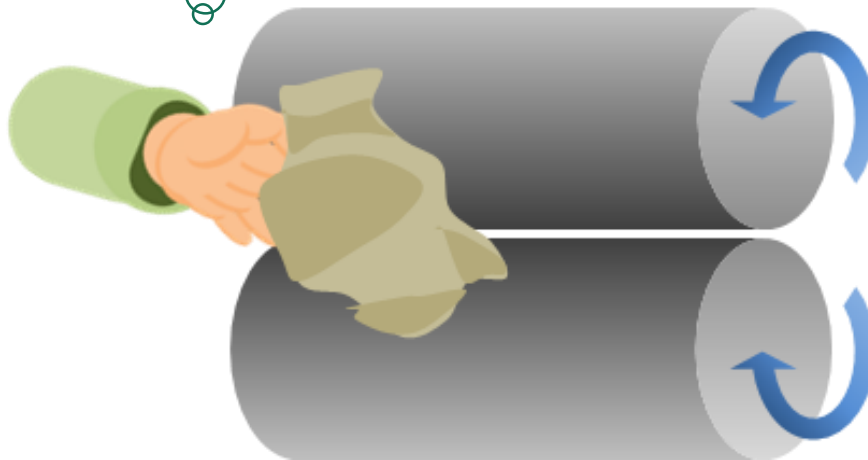
（第二項はまた後ほど）

「覆いを設ける等」には、十分な長さの用具を使用することにも含まれる

こうやるものだ
と
思っていた



早く終わらせなきゃ
次の作業ができない



安全第一なら 安全な作業のための**手順**が定められているはず
安全第一なら 安全な作業手順を守る**時間**が**確保**されるはず

被災者は、金属部品の加工作業に従事していた。

機械を稼働した状態で持ち場をわずかに離れ、戻ると切粉が蓄積していることに気づき、**とっさに**手で払おうとしたところ、刃に手が接触した。



不良品を出すと
いけない

安衛則第百八条第一項

事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なうときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

3 事業者は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。

③作業者が予期しないところで
機械が動いてしまった

被災者は、他の作業員 1 名と、トラブルが発生した機械の調整作業を行っていた。機械は停止させていた。

機械内部に動力による可動部分があったが、被災者は作業位置上の必要性から、機械内部の可動範囲に片足を入れた姿勢にて作業を行っていた。

機械の反対側で別の作業を行っていた作業員が、被災者が可動部に足を入れていることに気付かず機械を作動させたところ、被災者の足があった部分も作動し、はさまれた。

非定常作業



安衛則第百七条第二項

事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

- ・ 監視人を配置し，作業を行っている間に機械の起動装置を操作させないように措置を講じる
- ・ 起動装置の操作盤全体に錠をかける

安衛則第百四条第一項

事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、**関係労働者**に対し合図を行なわせなければならない。

動力源に係のある作業範囲におけるすべての労働者が対象

第百四条第一項

事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

会社として遵守させなければならない／
遵守してほしい事項を
労働者は全て守る？

遵守事項を守らせるには？

教育

可視化

反復

ネガティブ

- ・ 叱る
- ・ ペナルティ
- ・ 競わせる
- ・ 恐怖（我がこと意識）
- ・ 強制する

ポジティブ

- ・ ほめる
- ・ 報酬
- ・ 競わせる
- ・ 快感（コミット）
- ・ 任せる

ナッジ理論

nudge

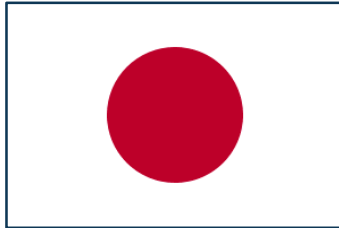
注意を引くために・合図するために肘で人を軽く突く

リチャード・セイラー教授（シカゴ大）ら

「選択を禁じることも経済的なインセンティブを大きく変えることもなく人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素」で社会の厚生を高められるという理論



便器のハエ



DJポリス



納税通知書

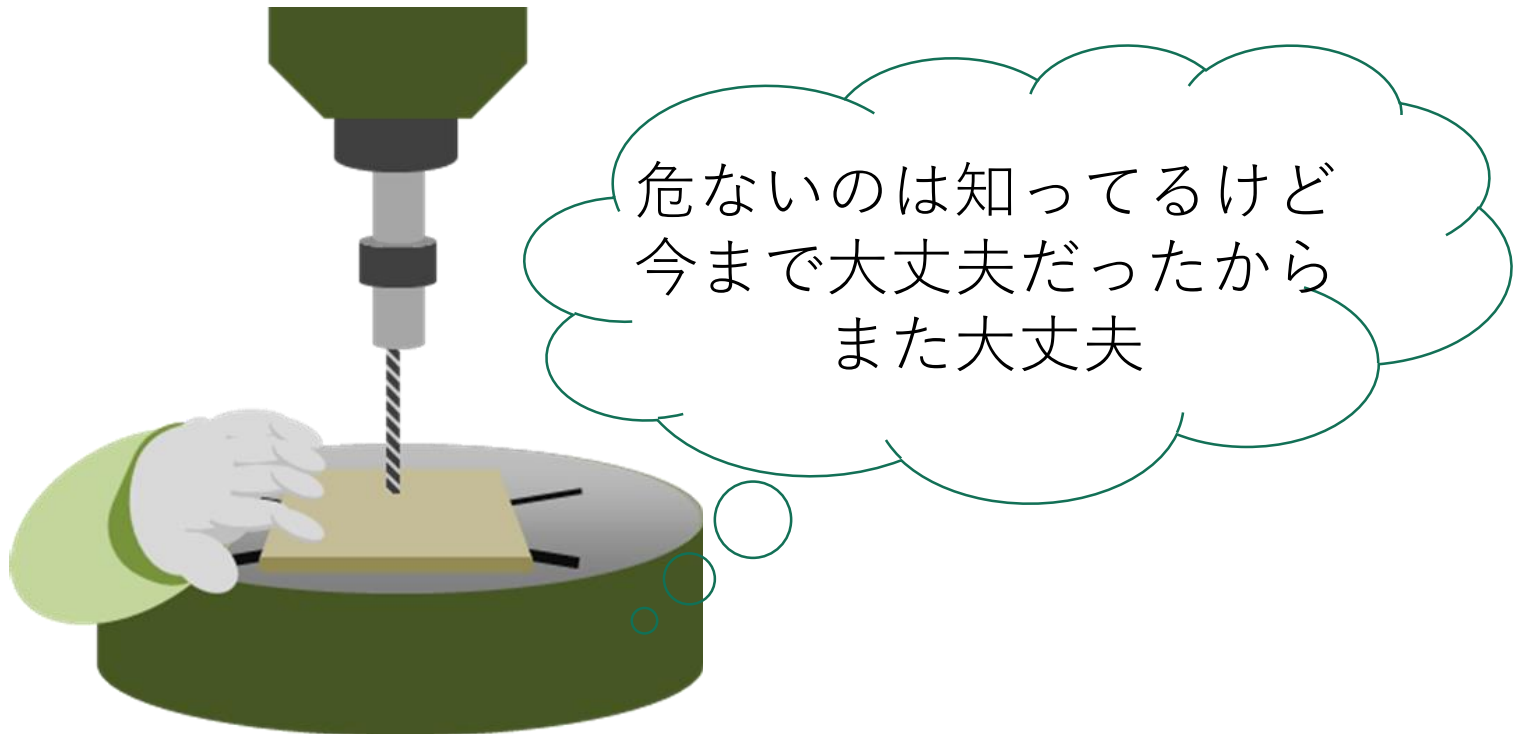


合理的な行動をするとは 限らない

- ざっくりと物事を掴んで 直感的に行動に移す（ヒューリスティック）
- 変えたら良くなるかもしれないのに変えないことを重視する（現状維持バイアス）
- 多数派がとる行動に同調する（群集心理）
- 特定のことが起きる確率を主観で歪めてしまう（ギャンブラーの誤謬）

安衛則第百十一条

事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

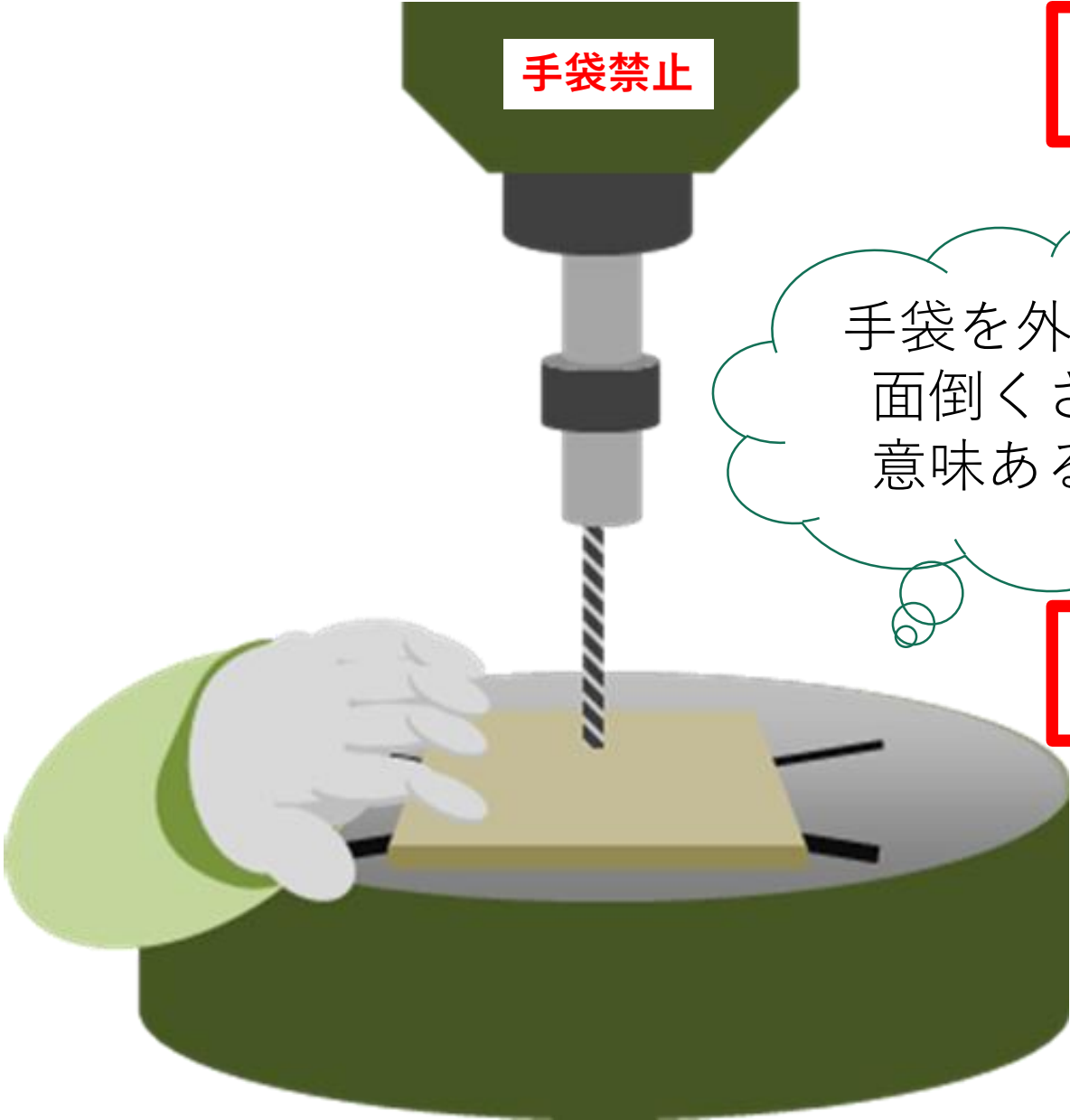


手袋禁止

可視化

手袋を外すのを
思い出して
よかった





手袋禁止

教育

の失敗

手袋を外すのが
面倒くさいな
意味あるの？

反復

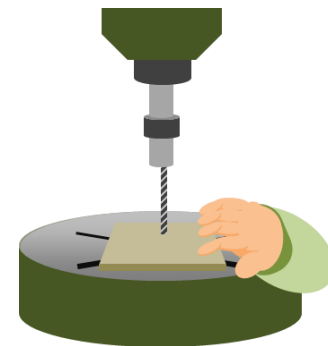
が必要

手袋禁止
骨折の危険

ネガティブ

- ・ 叱る
- ・ ペナルティ
- ・ 競わせる
- ・ 恐怖 (我がこと意識)
- ・ 強制する

実際にケガするんだな
ケガしたくないから
手袋を外そう







ナッジのヒント

大してお金をかけたり釣ったりしなくても
また 強制することをせずとも
相手に気づかれないまま **仕掛け**でもって
望ましい行動をさせることができる

- ①望ましい行動が何かを明確にする
- ②望ましい行動を妨害している原因（スラッジ）を究明する
- ③人の習性や感情を深く考え利用する
- ④人の動き（手の運びや動線）をよく観察する
- ⑤誘導したい相手がまだ見出せていない価値を考える

あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

[ホーム](#)[参加登録](#)[メンバー紹介](#)

令和
3年度

たくさんのご投票をいただき、ありがとうございました。

「見える」安全活動コンクール

募集期間：応募の受付は終了いたしました。
投票期間：投票の受付は終了いたしました。
結果発表：令和4年2月下旬

[コンクールについて](#)[応募・投票方法](#)[応募作品](#)[結果発表](#) 準備中

応募作品

- ▶ [転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」](#)
- ▶ [高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」](#)
- ▶ [ナッジを活用した「見える化」](#)
- ▶ [外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」](#)
- ▶ [熱中症を予防するための「見える化」](#)
- ▶ [メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」](#)
- ▶ [化学物質による危険有害性の「見える化」](#)
- ▶ [通勤、仕事での健康づくりや運動の「見える化」](#)
- ▶ [その他の危険有害性情報の「見える化」](#)

安衛法を守ったら
労働災害はなくせる？



人権条文

安衛則第五百八十八条（抄）

【騒音の作業環境測定の法的実施義務のある屋内作業場】

- 一 鋳打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 二 ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行なう屋内作業場
- 三 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場
- 四 タンブラーによる金属製品の研ま又は砂落しの業務を行なう屋内作業場
- 五 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗淨する業務を行なう屋内作業場
- 六 ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行なう屋内作業場
- 七 チツパーによりチツプする業務を行なう屋内作業場
- 八 多筒抄紙機により紙を抄く業務を行なう屋内作業場

騒音障害防止のための○○○○○○○（抄）

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶解し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場

- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガスをはく離する業務を行う作業場
- (23) びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場

- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツインスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いてＩＣパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場

- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- (43) 岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- (47) さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
- (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場

(52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

騒音障害防止のためのガイドライン（抄）

各種の測定結果から等価騒音レベルで85 d B (A)以上になる可能性が大きい作業場を掲げたものである。

なお、これらに掲げられていない作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる場合には、本ガイドラインと同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましい。

作業環境測定

【作業環境管理】

教育

【作業管理】

健康診断

【健康管理】

【第Ⅰ管理区分】

作業環境の継続的維持に努める

【第Ⅱ管理区分】

①区分された場所を標識によって明示する

②施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、作業環境を改善するため必要な措置を講じ、第Ⅰ管理区分となるよう努める

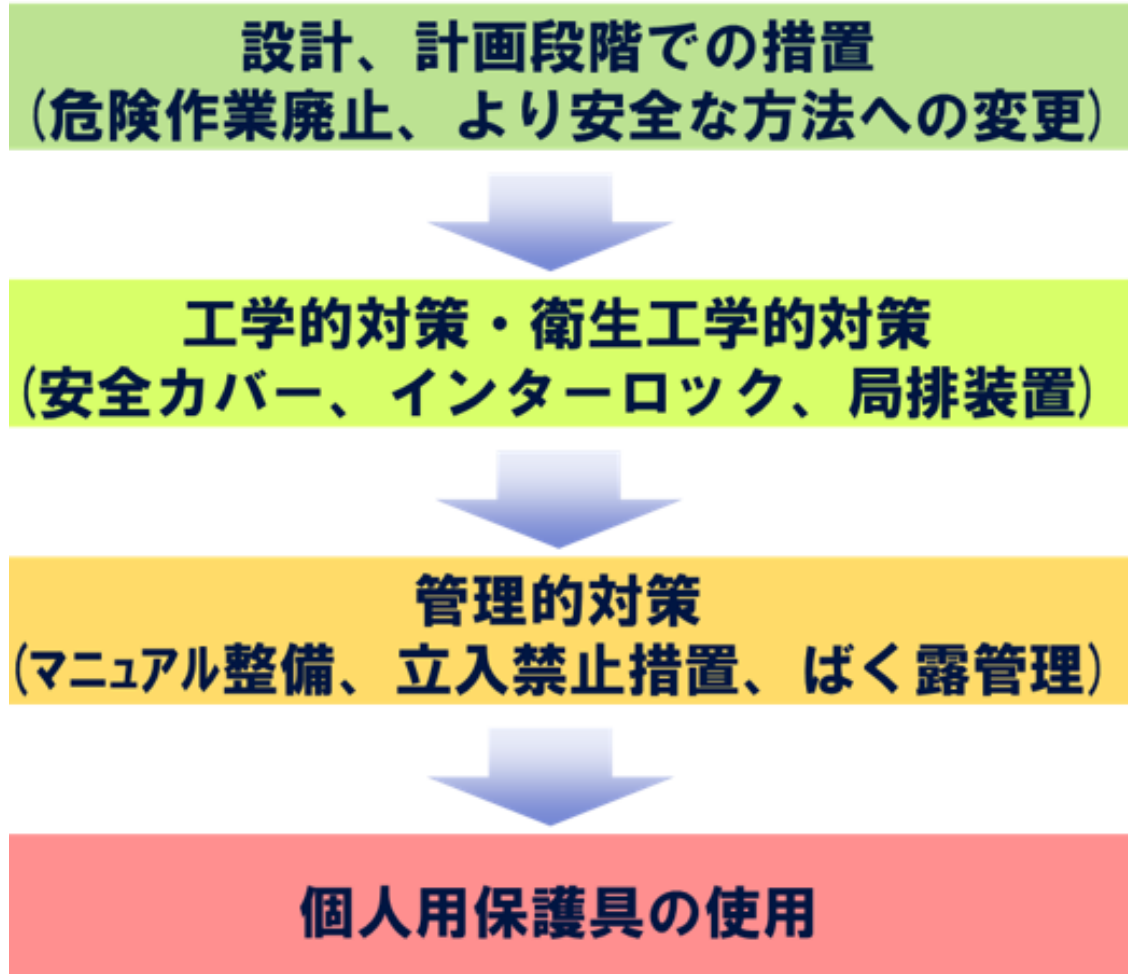
③騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させる

【第Ⅲ管理区分】

①と②は管理区分Ⅱと同じ

③騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示する

労働安全衛生 対策の優先順位





設計、計画段階での措置
(危険作業廃止、より安全な方法への変更)

ハザードをなくす

工学的対策・衛生工学的対策
(安全カバー、インターロック、局排装置)

ハザードと人の接触を物理的に
なくして危険状態にしない

ここまで！

管理的対策
(マニュアル整備、立入禁止措置、ばく露管理)

ルールを守らせて危険事象に至らせない
回避可能性を上げる

個人用保護具の使用

危害発生を弱める

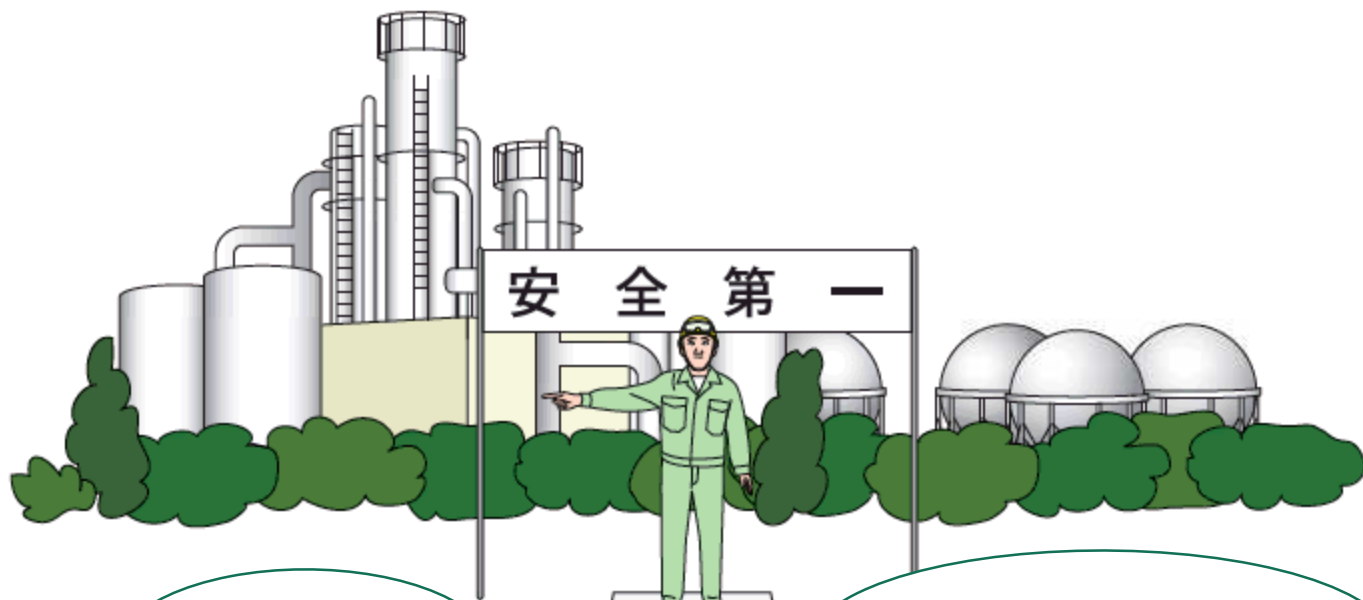
はさまれ・巻き込まれ災害 防止の合言葉

その1 入るのを止めよう！

隔離の原則：カバー等で危険箇所に身体の一部が入らないように

その2 入るなら止めよう！

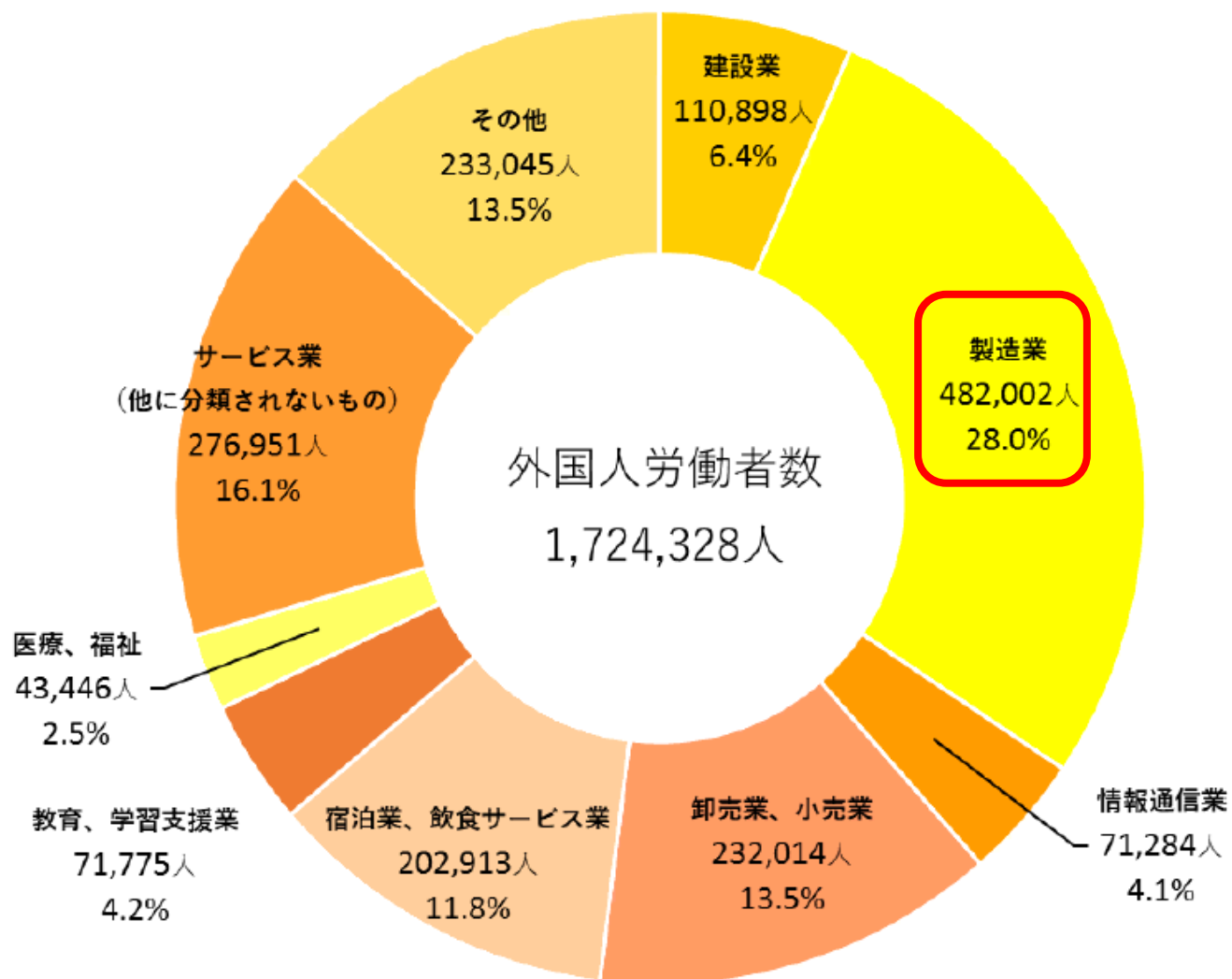
停止の原則：やむを得ず危険箇所に身体の一部が入るなら機械を停止



你在说什么

O que você está dizendo

Bạn đang nói gì vậy



データ出所：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）

外国人労働者の労働災害発生状況

〈在留資格別の死亡者数〉

在留資格の分類	死亡者数
専門的技術的分野の在留資格	5(3)
うち技術・人文知識・国際業務	2(2)
うち特定技能	1(0)
特定活動	1(2)
技能実習	5(10)
資格外活動	2(0)
身分に基づく在留資格	12(3)
その他	4(2)
不明	1(1)
計	30(21)

データ出所：死亡災害報告（令和2年）
 （在留資格については労働者死傷病報告のとおり集計）
 （ ）内は令和元年の死亡者数

〈業種別の死亡者数〉

業種	死亡者数
製造業	3(12)
建設業	17(8)
その他	10(1)
計	30(21)

日本全体だと
 死亡者 802人のうち
 製造業 136人

〈国籍別の死傷者数〉

国籍・地域（※上位10）	死傷者数
ベトナム	1245(925)
中国(香港等を含む)	707(599)
フィリピン	682(579)
ブラジル	624(683)
インドネシア	220(197)
ネパール	218(132)
ペルー	197(155)
韓国	107(89)
ミャンマー	84(57)
スリランカ	72(61)

データ出所：労働者死傷病報告（令和2年）

〈事故の型別の死亡者数〉

事故の型	死亡者数
墜落・転落	5(2)
転倒	2(2)
激突	1(0)
飛来・落下	1(1)
崩壊・倒壊	3(2)
激突され	4(3)
はさまれ・巻き込まれ	2(8)
有害物との接触	2(0)
感電	2(0)
火災	0(1)
交通事故（道路）	7(2)
その他	1(0)
計	30(21)

外国人労働者の労働災害発生状況

〈業種別の在留資格別死傷者数（休業４日以上）〉

業種	在留資格の 分類	専門的技術的分野の在留資格		特定活動	技能実習	資格外 活動	身分に 基づく 在留資格	その他	不明	計	
		うち技術・ 人文知識・ 国際業務	うち 特定技能								
製造業		35(131)	123(104)	12(1)	94(56)	833(762)	66(71)	1105(1151)	3(2)	2(10)	2273(2183)
鉱業		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(1)
建設業		13(32)	22(14)	34(4)	52(26)	503(378)	6(2)	164(134)	1(6)	2(5)	797(583)
交通運輸事業		0(1)	1(1)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	7(4)	0(0)	0(0)	8(7)
陸上貨物運送事業		0(5)	10(3)	0(0)	4(4)	6(10)	133(35)	159(98)	0(0)	1(1)	313(153)
港湾運送業		0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(5)	1(0)	0(0)	4(6)
林業		0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(2)	1(1)	7(4)	1(0)	0(0)	12(7)
農業、畜産・水産業		39(25)	3(1)	5(1)	6(4)	151(126)	1(2)	28(21)	2(0)	0(0)	235(178)
商業		9(34)	49(29)	1(1)	6(13)	67(53)	38(41)	159(109)	2(0)	1(0)	332(250)
うち小売業		3(23)	26(22)	0(1)	4(7)	34(20)	32(39)	113(74)	1(0)	1(0)	214(163)
金融・広告		0(1)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	5(2)
通信		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	4(0)
保健衛生業		10(8)	1(5)	2(0)	20(5)	17(2)	7(5)	132(93)	0(0)	0(0)	189(113)
うち社会福祉施設		1(6)	1(4)	2(0)	14(4)	13(2)	7(4)	105(78)	0(0)	0(0)	143(94)
接客・娯楽		24(44)	29(15)	2(0)	22(17)	6(5)	56(68)	105(92)	0(1)	1(1)	245(228)
うち飲食店		19(24)	13(4)	2(0)	7(6)	3(2)	55(64)	75(53)	0(1)	1(1)	175(151)
清掃・と畜		1(9)	8(7)	1(0)	6(6)	22(30)	7(11)	97(59)	0(1)	1(1)	143(117)
警備業		0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(1)	7(3)	0(0)	0(0)	10(4)
その他		0(12)	21(6)	0(0)	6(4)	17(23)	9(5)	58(51)	0(1)	0(0)	111(96)
計		131(302)	272(186)	57(7)	218(136)	1625(1393)	326(243)	2035(1825)	10(11)	8(18)	4682(3928)

() 内は令和元年の死傷者数

データ出所：労働者死傷病報告（令和２年）

日本の製造業全体

0.25%

1045万人のうち2万5675人

(※)

製造業の外国人労働者

0.47%

48万2002人のうち2273人

(※) 総務省「労働力調査」

外国人労働者の労働災害発生状況

〈令和2年 業種別・事故の型別死傷者数（休業4日以上）〉

業種	事故の型	① ② ③																				合計	
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	巻き込まれ・激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	無理な動作・動作の反動・交通事故	その他		分類不能
製造業		109	291	108	173	39	98	663	330	4	0	84	23	1	1	0	5	8	0	239	96	1	2273
鉱業		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設業		11	117	11	117	22	117	117	9	0	0	0	3	1	0	0	1	26	0	55	16	0	797
交通運輸事業		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	8
陸上貨物運送事業		9	12	9	12	9	12	9	12	9	12	9	12	9	12	9	12	9	12	9	12	9	313
港湾運送業		1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
林業		1	0	0	1	2	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12
農業、畜産・水産業		37	24	7	13	3	33	57	26	3	0	5	2	2	0	0	0	4	0	14	5	0	235
商業		24	59	18	23	5	11	49	51	0	0	12	1	0	0	0	1	29	0	41	8	0	332
うち小売業		12	42	8	7	2	6	28	37	0	0	11	1	0	0	0	1	27	0	29	3	0	214
金融・広告		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	5
通信		0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	4
保健衛生業		8	33	10	3	0	5	4	4	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	71	47	0	189
うち社会福祉施設		5	26	7	3	0	5	4	3	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	59	27	0	143
接客・娯楽		18	49	6	9	2	11	15	44	0	0	31	4	0	0	0	0	3	0	29	24	0	245
うち飲食店		10	29	3	6	0	0	13	41	0	0	29	4	0	0	0	0	2	0	16	22	0	175
清掃・と畜		16	26	10	13	1	7	18	23	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	21	3	0	143
警備業		2	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
その他		12	22	10	4	0	3	18	10	0	0	1	1	0	0	0	0	4	0	15	11	0	111
計		375	605	241	369	86	246	1035	587	16	0	145	38	4	1	0	7	92	2	524	307	2	4682

データ出所：労働者死傷病報告（令和2年）

表示板を取り
付けなくては
ならない

機械を停止
しなければならない

合図をさせな
ければならない



日本語が母語でない人へ
どのように伝えて守らせよう？



可視化

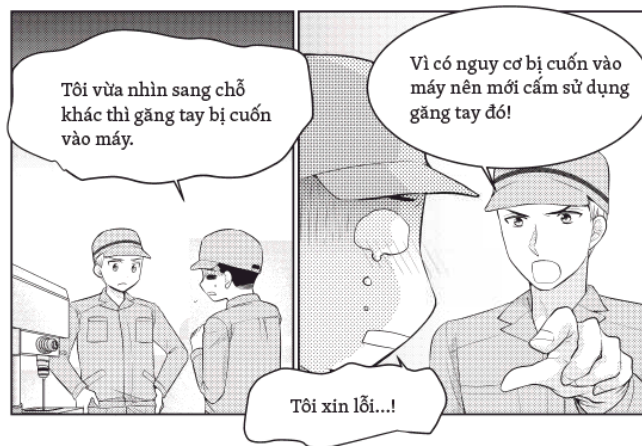


Biển báo chỉ thị(mandatory action sign)



Biển báo chú ý, cảnh báo(warning sign)



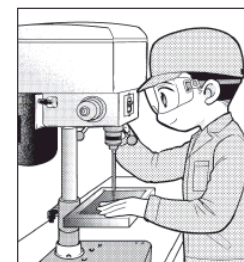


教育

反復

Chú ý khi làm việc với máy móc

Điều 1 | Cẩn thận gang tay bị cuốn vào máy!



Không được đeo gang tay khi làm việc sử dụng máy móc xoay tròn vì có nguy cơ gang tay bị cuốn vào máy.



Điều 2 | Khi rời khỏi máy móc, hãy TẮT nguồn điện!



Hãy tắt nguồn điện của máy móc khi rời khỏi máy hoặc tạm thời dừng làm việc.



Hãy chú ý khi vận hành máy móc xoay tròn!



やさしい日本語のノウハウ

- ① 一文を短くして、文の構造を簡単にする。
- ② 難しい言葉を避け、簡単な言葉を使う。
- ③ よく使われる言葉や知っておいたほうがよいと思われる言葉はそのまま使うが、その言葉の意味を補足する。
- ④ 外来語（カタカナ語）はなるべく使わない。使うときは注意する。
- ⑤ 動詞を名詞化したものでなく動詞文にする。
- ⑥ あいまいな表現は避ける。
- ⑦ 二重否定の表現は避ける。
- ⑧ 時間や年月日を外国人にも伝わる表記にする。
- ⑨ 漢字の使用量に注意し、全ての漢字にふりがなをふる。
- ⑩ 文節ごとに余白を空けて区切り、言葉のまとまりを認識しやすくする。
- ⑪ 絵、写真、図表などを使って分かりやすくする。

やさしい日本語にしてみよう

製品切り替え時にはロールの拭き取り清掃を行うが、この時、機械を停止の上、表示板を操作スイッチに取り付けることとし、再稼働時には周辺労働者へブザーにより合図を行うこと。



作る物が変わるときは、ロールを拭いて、きれいにします。
拭くときは、機械を止めてください。

そして、これを、このスイッチにつけてください。

(👉 実物や図を指し示しながら)

これは、機械を止めていることをまわりの人に伝えるものです。
拭くのが終わって機械を動かすときは、ブザーを鳴らします。
その理由は、まわりの人に機械が動くことを知らせるためです。

〈訪問支援やご相談対応〉

外国人労働者の安全衛生管理に関するご相談をお寄せください!!

外国人在留支援センター 安全衛生班

厚生労働省委託事業 公益社団法人東京労働基準協会連合会（東基連）受託

外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施が求められています。

一方で、外国人労働者を雇用する事業者についても、外国人労働者の安全衛生管理について不慣れであり、外国人労働者の安全衛生管理に係る相談体制を確保する等により、事業者による安全衛生管理を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要です。

そこで、外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人在留支援センター内に開設しました。外国人労働者を雇用する事業者の方からの安全衛生管理に関する各種お悩み相談をお受けします。どうぞご利用ください。

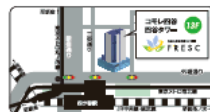
ご利用案内

費用
無料

相談日時 平日 午前9時～午後5時
土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

電話相談 電話番号 フリーダイヤル  **0120-816703**
ナビダイヤル  **0570-011000**

相談窓口 所在地 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー 13階
外国人在留支援センター（FRESC）
東京労働局外国人特別相談・支援室内



アクセス

- JR中央線・総武線 四ツ谷駅 徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩3分
- 東京メトロ南北線 四ツ谷駅 徒歩1分

通訳者（英語又は中国語）を配置
しています。対応日はあらかじめ
電話でご確認ください。

メールによるご相談 ホームページの相談メール申込フォームによりお寄せください。

ご相談事例

- 外国人労働者向け安全衛生教育用の資料・教材を紹介してほしい。
- 外国人労働者が受講できる技能講習を実施している教習機関を教えてください。
- 外国人労働者の労働災害が発生したときの手続きを確認したい。

専門家による訪問支援

費用
無料

安全衛生の専門家が事業場を訪問して、外国人労働者に対する安全衛生管理の状況、問題点をチェックして改善方法についてアドバイスします。ホームページからお申込みください。

リモート（Zoom、Teams オンライン）面談も可能です。

詳しくは東基連ホームページをご覧ください。▶ <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



Q あなたが目指す「安全な職場」とはどのような職場ですか？
()

Q あなたの会社は安衛法を守っていますか？

はい ・ いいえ

Q あなたの会社の労働者が安衛法を守れる環境にありますか？

はい ・ いいえ

Q あなたの会社は安衛法さえ守ればいいという会社ですか？

はい ・ いいえ

Q あなたの会社の安全衛生管理は持続可能ですか？

はい ・ いいえ

製造業における労働災害防止説明会の開催について（出席依頼）

日頃より労働基準行政の推進につきまして、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年の彦根労働基準監督署管内の製造業における労働災害（休業4日以上）は5月末日現在44件で、前年同月比11.7%（29件）の増加となるとともに、死亡災害も発生する等、労働災害の発生が懸念されております。

団塊ジュニア世代
の介護離職や
定年退職、転勤

労働力人口減少
外国人労働者の
増加

非正規労働者の
割合増加

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

であることに因み、今回は、将来的に安全衛生管理実務の中心となる方に向けた説明を重視することとし、安全衛生管理の「いろは」に始まり、製造業で発生件数の多い労働災害に特化した対策の講じ方及びその関係法令等についてご説明申し上げます。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、貴事業場の将来的な安全衛生管理担当候補者の方に優先的に出席いただきますようお願いいたします。なお、現在の安全衛生管理担当者の出席も歓迎しますが、感染症対策のため入場制限を行います関係上、各事業場からのご出席は1名、1回までとさせていただきます。